附則第三十一条のうち地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）附則第十条の改正規定中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ」を「元年経過措置対象課税仕入れ」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れと」を「元年経過措置対象課税仕入れと」に、「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

（法人税法施行令等の一部改正）

第十七条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条のうち地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）附則第十一条の改正規定中「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れ」を「元年経過措置対象課税仕入れ」に、「三十一年経過措置対象課税仕入れと」を「元年経過措置対象課税仕入れと」に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十八条　地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法施行令附則第四条及び第四条の二の改正規定を削り、同令附則第十八条の五の改正規定中「、同条第十二項の表法第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め」及び「改め、同条第二十六項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項中「第三百十七条の二第一項第九号」に」を削り、同令附則第十八条の六の改正規定中「、同条第十六項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第八号」を「第四十五条の二第一項第九号」に改め」及び「改め、同条第三十三項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項中「第三百十七条の二第一項第八号」を「第三百十七条の二第一項第九号」に」を削り、同令附則第十八条の七の二の改正規定中「、同条第八項の表法第四十五条の二第一項第八号の項中「第四十五条の二第一項第九号」に改め」及び「改め、同条第十七項の表法第三百十七条の二第一項第八号の項中「第三百十七条の二第一項第九号」に」を削る。

附則第一条第五号を次のように改める。

五　削除

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「同条第三号」を「同条第六号」に改める。

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十二号から第百八十二号まで」を「第五十四号から第百八十一号まで」に改め、第八十七号及び第八十八号を削り、第八十六号を第八十八号とし、第五十一号から第八十五号までを二号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の二号を加える。

五十一　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第十条第一号の規定による給付金

五十二　自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）第十三条の規定による交付金

第二条中第百二十三号を削り、第百二十四号を第百二十三号とし、第百二十五号を第百二十四号とし、第百二十六号を第百二十五号とし、第百二十七号を削り、第百二十八号を第百二十六号とし、第百二十九号から第百三十四号までを二号ずつ繰り上げ、第百三十五号を削り、第百三十六号を第百三十三号とし、第百三十七号から第百七十四号までを三号ずつ繰り上げ、第百七十五号を削り、第百七十六号を第百七十二号とし、第百七十七号から第百八十二号までを四号ずつ繰り上げ、同条に次の三号を加える。

百七十九　性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金

百八十　特定地域づくり事業推進交付金

百八十一　民間都市開発推進機構補給金

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和元年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　赤羽　一嘉

所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十一号

所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十八号、第十九号、第三十号ロ及び第三十一号、第九条第一項第十四号、第三十三条第三項第一号、第四十条第一項、第四十五条第一項第六号、第四十八条第二項、第四十八条の二第一項及び第二項、第六十条第三項第一号及び第二号、第六十七条第二項及び第三項、第六十八条、第七十二条第二項、第九十五条第一項、第百二十条第三項、第百九十